

# DWS ワールド・ファンズ – DWS 南アフリカ・ランド・短期債・ファンド

ルクセンブルグ籍／契約型／オープン・エンド型外国公社債投資信託

## 交付運用報告書

作成対象期間 第9期(2017年1月1日～2017年12月31日)

第9期末	
1口当たり純資産価格	15.58ランド
純資産総額	406,726千ランド
第9期	
騰落率	6.49%
1口当たり分配金額	0.00ランド

(注1) 騰落率は、税引前の分配金を分配時に再投資したものとみなして計算しています。ただし、ファンドは2017年12月末まで分配の実績はありません。以下同じです。

(注2) 1口当たり分配金額は、税引前の分配金額を記載しています。以下同じです。

### 受益者のみなさまへ

毎々、格別のご愛顧にあずかり厚くお礼申し上げます。  
さて、DWS ワールド・ファンズ – DWS 南アフリカ・ランド・短期債・ファンド(以下「ファンド」といいます。)は、このたび、第9期の決算を行いました。  
ファンドは、主として、南アフリカ・ランド(以下「ランド」ともいいます。)建の短期金融商品、債券および銀行預金からなる分散されたポートフォリオに投資します。AAA格の国際機関債に投資を行う場合もあります。ファンドは、南アフリカ・ランド建資産の運用にあたっては、流動性を確保すると同時に、安定した収益の獲得を目指します。当期につきましてもこの投資方針に則った運用を行いました。ここに、運用状況をご報告申し上げます。  
今後とも一層のお引立てを賜りますよう、お願い申し上げます。

書面でのファンドの運用報告書(全体版)は受益者のご請求により交付されます。書面での交付をご請求される方は、販売会社までお問い合わせください。

### その他記載事項

運用報告書(全体版)は代行協会のウェブサイト([https://japan.db.com/jp/content/gaito\\_mgmt\\_reports.html](https://japan.db.com/jp/content/gaito_mgmt_reports.html))の投資信託情報ページにて電磁的方法により提供しております。

管理会社

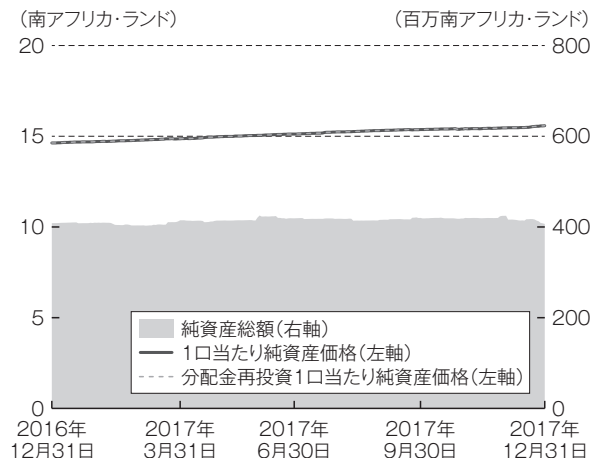
ドイチェ・アセット・マネジメント・エス・エー

代行協会員

ドイツ証券株式会社

## 運用経過

### 》 当期の1口当たり純資産価格等の推移について



第8期末の受益証券1口当たり純資産価格:

14.63ランド

第9期末の受益証券1口当たり純資産価格:

15.58ランド(分配金額0.00ランド)

騰落率:

6.49%

#### ■ 1口当たり純資産価格の主な変動要因

先進諸国金利が歴史的に低水準となり、資本市場の価格変動が高まりましたが、南アフリカの政治リスクの後退や、利下げを受けた債券価格の上昇並びに保有債券の高めの利回りがパフォーマンスに貢献しファンドの1口当たり純資産価格は上昇しました。

(注1) 分配金再投資1口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したもので、ファンド運用の実質的なパフォーマンスを示すものです。設定時の1口当たり純資産価格を起点として計算しています。ただし、ファンドは2017年12月末まで分配の実績はありません。以下同じです。

(注2) ファンドの購入価額により課税条件も異なりますので、お客様の損益の状況を示すものではありません。

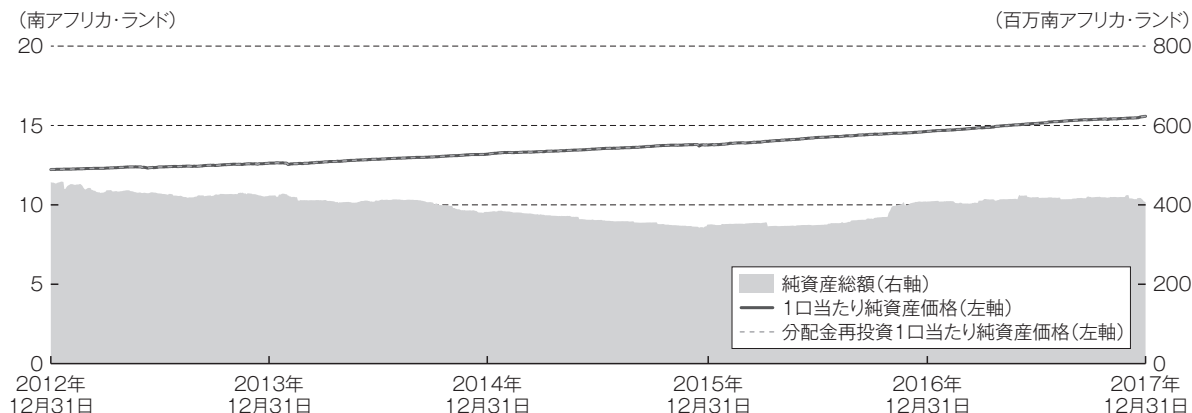
(注3) ファンドにベンチマークは設定されていません。

#### 【費用の明細】

項目	項目の概要			
管理報酬	純資産総額の年率1.4%以内 管理会社は、ファンドから管理報酬(一括報酬)を受領し、管理報酬から以下のファンドの関係法人に対する報酬を支払います。			管理報酬は、ポートフォリオ運用、管理事務、ファンドの販売(該当する場合)、保管受託銀行の業務およびその他ファンドが販売される国で法律および規則により支払うべき手数料(日本の代行協会員報酬等)の対価として管理会社に支払われます。
	手数料等	支払先	対価とする役務の内容	
	代行協会員報酬	代行協会員	受益証券1口当たり純資産価格の公表業務、目論見書、決算報告書等の販売会社への送付業務、およびこれらに付随する業務	ファンドの純資産総額の年率0.10%(四半期毎後払い)
	販売報酬	販売会社	受益証券の販売業務・買戻しの取扱業務、運用報告書の交付業務、購入後の投資環境等の情報提供業務、およびこれらに付随する業務	ファンドの純資産総額の年率0.60%(毎月後払い)
その他の費用(当期)	0.25%	借入金に係る支払利息および預金に係る負の利息、監査および公告費用、法務およびコンサルティング費用、年次税		

(注) 報酬については、目論見書に定められている料率を記しています。「その他の費用」については、当期のその他の費用の金額をファンドの当期末の純資産総額で除して100を乗じた比率を表示しております。

## 》最近5年間の1口当たり純資産価格等の推移について



	第4期末 2012年12月末日	第5期末 2013年12月末日	第6期末 2014年12月末日	第7期末 2015年12月末日	第8期末 2016年12月末日	第9期末 2017年12月末日
1口当たり純資産価格(ランド)	12.22	12.63	13.19	13.77	14.63	15.58
1口当たり分配金額(ランド)	—	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
年間騰落率(%)	—	3.36	4.43	4.40	6.25	6.49
純資産総額(千ランド)	457,342	423,379	382,096	350,390	408,396	406,726

(注1) 分配金再投資1口当たり純資産価格は、設定時の1口当たり純資産価格を起点として計算しています。

(注2) ファンドにベンチマークおよび参考指数は設定されていません。

## 》投資環境について

当期においては、先進諸国金利が依然低水準にとどまり、資本市場では変動性が高まりました。一方、南アフリカ国内では、政治的リスクの後退や南アフリカ準備銀行による利下げを受けて債券価格が上昇しました。

## 》ポートフォリオについて

投資方針に従い、ファンドは南アフリカ・ランド建短期債券に投資しました。発行体別では、政府機関発行体を含む、国際機関および銀行などの債券に投資しました。南アフリカ国債に加えて、欧州投資銀行、ラボバンクおよび国際復興開発銀行などの利付証券にも投資しました。銘柄選択においては、主に主要格付機関による格付けが投資適格級(BBB格以上)となっている資産を組み入れました。ポートフォリオにおける南アフリカ債券は、国際的にも相対的に高い利回りを維持しており、ファンドのパフォーマンスにプラスに貢献しました。

## 》分配金について

当期中、分配は行われませんでした。

## 今後の運用方針

現在のポートフォリオを維持しつつ運用する予定ですが、インフレ動向や金融政策次第では、残存年数などの調整を行うことも検討します。

## お知らせ

2018年6月29日付でファンドの約款および英文目論見書が更新され、下記の通り、「評価日」の定義および「受渡日」(の定義において規定されている「営業日」の定義)が変更されました。

### ● 評価日の定義の変更

旧	新
「評価日」とは、ヨハネスブルグ、ルクセンブルグおよびフランクフルトにおける銀行営業日の各日をいう。 「銀行営業日」とは、土曜日と日曜日を除く、ルクセンブルグおよびフランクフルトにおいて商業銀行が営業を行い支払いが処理される日をいう。	「評価日」とは、ルクセンブルグおよびフランクフルトにおける銀行営業日であり、ヨハネスブルグの証券取引所の取引日でもある各日をいう。

### ● 受渡日の定義の変更

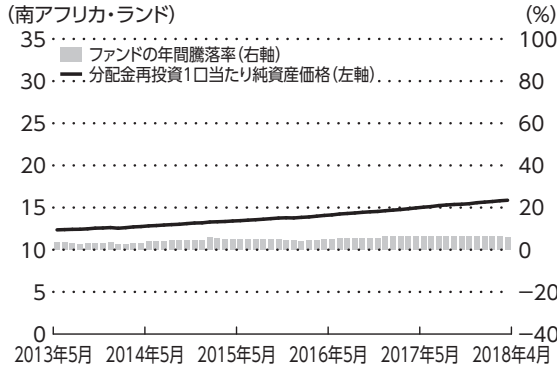
旧	新
受益証券の発行から3営業日(本規定においては、南アフリカ中央銀行が南アフリカ・ランドを取引する日として定義される。)後に相当額が借方記入される。 受益証券の買戻しから3営業日(本規定においては、南アフリカ中央銀行が南アフリカ・ランドを取引する日として定義される。)後に相当額が貸方記入される。	受益証券の発行から3営業日(本規定においては、南アフリカ・ランドおよびユーロを取引する日として定義される。)後に相当額が借方記入される。 受益証券の買戻しから3営業日(本規定においては、南アフリカ・ランドおよびユーロを取引する日として定義される。)後に相当額が貸方記入される。

## ファンドの概要

ファンド形態	ルクセンブルグ籍／契約型／オープン・エンド型外国公社債投資信託
信託期間	無期限
繰上償還	ファンドは、いつでも管理会社により解散されることがあります。管理会社は、受益者の利益を勘案して、管理会社の利益を保護するために、または投資方針のために必要または適切であるとみなされる場合、ファンドの解散を決定することができます。ファンドの解散は、法律上定められる場合、強制的に行われます。
運用方針	主に南アフリカ・ランド建の短期金融商品、債券および銀行預金等への投資を通じて、流動性を確保すると同時に、安定した収益の獲得を目指します。
主要投資対象	主として、南アフリカ・ランド建の短期金融商品、債券および銀行預金に投資します。AAA格の国際機関債に投資を行う場合もあります。
運用方法	南アフリカ・ランド建の短期金融商品、債券および銀行預金等に投資することにより運用を行います。
主な投資制限	<p>管理会社は、ファンド資産の運用にあたり、以下の投資制限を遵守します。以下は、ファンドの投資制限の要点を例示したものです。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.証券取引所で取引可能でない証券または別の規制市場（定期的に営業しており、かつ公認され、一般に公開されているもの。）で取引されていない証券に、ファンドの資産の15%を超えて投資することはできません。</li> <li>2.同一の発行体から同種の表章された権利の20%を超える部分を購入することはできません。</li> <li>3.(i)何らかの種類の株式に投資すること、または(ii)株式に投資するその他の集団投資ファンドもしくは会社型投資ファンドの株式もしくは受益証券に投資することはできません。</li> <li>4.公式の証券取引所への上場が認められていないかまたは別の規制市場（定期的に営業しており、かつ公認され、一般に公開されているもの。）で取引されていない譲渡可能証券のショート・ポジションを保有することになる空売りを行うことはできません。ただし、ファンドは、かかる証券が流動性が高く、ファンドの資産の10%を超えない場合は、規制市場で相場を付けられずまたは取引されていない譲渡可能証券についてのショート・ポジションを保有することができます。また、同じ発行体により発行された同種の証券の10%を超える譲渡可能証券についてのショート・ポジションを保有することになる空売りを行うことはできません。</li> <li>5.ファンドの勘定による借入れを行うことはできません（ただし、一時的に、ファンドの資産の10%を上限として借入れを行うことはできます。）。</li> <li>6.デリバティブ金融商品に関する証拠金支払いは、ファンドの資産の50%を超えることはできません。ファンドの流動資産の準備金は、少なくともファンドにより提供される証拠金支払いの金額と同額でなければなりません。</li> <li>7.ファンドの純資産の20%を超えて他の投資信託の受益証券に投資することはできません。</li> </ol> <p>管理会社は、ファンドの受益証券が販売される各国の法令を遵守するために、ファンドの受益証券の保有者（受益者）の利益となる、または利益に反しない投資制限を随時課することができます。</p>
分配方針	<p>年次分配を行うことができます。</p> <p>(注) 分配額は変動しますので、状況によっては、分配金が支払われないことがあります。</p>

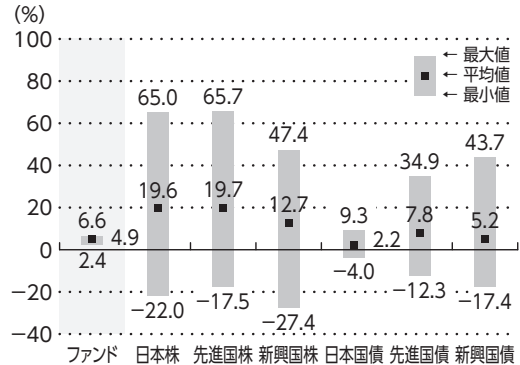
## 参考情報

### ● ファンドの年間騰落率および 分配金再投資1口当たり純資産価格の推移 (2013年5月～2018年4月)



### ● ファンドと代表的な資産クラスとの 年間騰落率の比較 (2013年5月～2018年4月)

グラフは、ファンド(基準通貨ベース)と代表的な資産クラス(円ベース)のリスクを定量的に比較できるように作成したものです。



- ※1 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。なお、ファンドの年間騰落率は、南アフリカ・ランド建てで計算されており、円換算されておりません。したがって、円換算した騰落率は上記と異なる場合があります。
- ※2 分配金再投資1口当たり純資産価格は分配金(税引前)を再投資したものであるとして計算したものであり、各月末の値を記載しております。ただし、設定来の分配金が0のファンドにつきましては分配金再投資1口当たり純資産価格は受益証券1口当たり純資産価格と等しくなります。
- ※3 2013年5月～2018年4月の5年間の年間騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。
- ※4 各資産クラスの指数は以下のとおりです。  
 日本株: TOPIX (配当込み)  
 先進国株: MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)  
 新興国株: MSCIEマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)  
 日本国債: NOMURA-BPI国債  
 先進国債: FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)  
 新興国債: JPMorgan・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド (円ベース)  
 (注1) すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。  
 (注2) 先進国株、新興国株、先進国債および新興国債の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

#### 各資産クラスの指数について

- TOPIX (東証株価指数) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」といいます。) の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用等株価指数に関するすべての権利は、東証が有しています。東証は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
- MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCIインク (以下「MSCI」といいます。) が算出する指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIに帰属します。また、MSCIは同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPIは、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権その他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社はNOMURA-BPIを用いて行われるドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切の責任を負いません。
- FTSE世界国債インデックス (除く日本) は、FTSE Fixed Income LLC により運営されている指数です。同指数に関する著作権、知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLC に帰属します。
- JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイドは、JPMorgan Chase & Co. の子会社であるJ.P.Morgan Securities LLC (以下「J.P.Morgan」といいます。) が算出する債券インデックスであり、その著作権および知的所有権は同社に帰属します。J.P.Morganは、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイドおよびそのサブインデックスが参照される可能性のある、または販売奨励の目的でJPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイドおよびそのサブインデックスが使用される可能性のあるいかなる商品についても、出資、保証または奨励するものではありません。J.P.Morganは、証券投資全般もしくは本商品そのものへの投資の適否またはJPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイドおよびそのサブインデックスが債券市場一般のパフォーマンスに連動する能力に関して、何ら明示または黙示に、表明または保証するものではありません。

## ファンドデータ

### ≫ ファンドの組入資産の内容(第9期末現在)

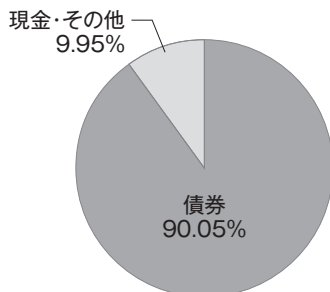
#### ● 組入上位資産

(組入銘柄数: 12銘柄)

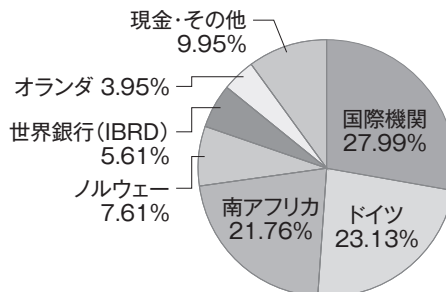
上位10銘柄	投資比率
South Africa 04/21.12.18 No.204	14.90%
Landwirts. Rentenbank 13/18.03.19 S.1075 MTN	12.68%
European Investment Bank 08/21.12.18 MTN	12.51%
KfW 14/21.01.19 MTN	10.45%
European Investment Bank 14/30.01.19 MTN	7.90%
Kommunalbanken 13/07.06.18 MTN	7.61%
South Africa 05/15.01.20 No.207	6.85%
Coöperatieve Rabobank 14/15.01.18 MTN	3.95%
European Investment Bank 16/14.06.19 MTN	3.92%
European Investment Bank 12/21.10.19 MTN	3.66%

(注) 投資比率は純資産総額に対する各組入資産の評価額の割合です。投資比率は、組入資産の評価額に未収利息を加算しているため、運用報告書(全体版)に記載されている財務書類中の比率とは異なる場合があります。以下、同じです。

#### ● 資産別配分



#### ● 国別配分



#### ● 通貨別配分



(注1) 上記円グラフには、四捨五入した比率を記載しているため、比率の合計が100.00%にならない場合があります。

(注2) 組入全銘柄に関する詳細な情報等につきましては、運用報告書(全体版)に記載されています。

### ≫ 純資産等

項 目	第9期末
純 資 産 総 額	406,725,699.51ランド
発 行 済 口 数	26,112,468口
1口当たり純資産価格	15.58ランド

第9期中		
販売口数	買戻口数	発行済口数
3,229,539口 (3,229,539口)	5,032,091口 (5,032,091口)	26,112,468口 (26,112,468口)

(注) ( ) の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数です。